

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

| | | | |
|--------|-----------------|--------|-----|
| 処 分 名 | 区域外就学の許可 | | |
| 根拠法令名 | 学校教育法施行令 | (条項) | 第9条 |
| 基準法令名 | (条項) | | |
| 所管部署 | 教育委員会 学校教育課 指導係 | | |
| 標準処理期間 | 14日 | 法定処理期間 | 一日 |

【審査基準】 文書の名称【就学指定校変更及び区域外就学取扱要項】

揭載図書等【
】

内容 全部記載 一部・項目のみ記載

第4条 教育委員会は、他市町村に住所を有する児童又は生徒の保護者から大津市立の小学校
又は中学校に区域外就学したい旨の申し立てがなされた場合で、別表2に掲げる事由の
いずれかに該当し、かつ、関係市町村教育委員会の同意を得たときは、当該の児童又は
生徒の他市町村からの区域外就学を承諾することができる。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書
等の縦覧をもって代えることができる。

就学指定校変更及び区域外就学取扱要項

大津市教育委員会

(目的)

第1条 この要項は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条の規定する就学指定校の変更及び第9条の規定する区域外就学の申し立てについて必要な事項を定めることとする。

(申し立てについて)

第2条 就学指定校の変更及び区域外就学の申し立てをしようとする保護者は、委員会所定の「就学指定校変更願」（様式1）、「区域外通学願」（様式2）及び「学区外通園願」（様式3）に必要な書類を添えて教育委員会に提出するものとする。

ただし、大津市立小中学校、幼稚園選択制に申し出をした場合は、就学指定校の変更の制度に申し出をして大津市立小中学校、幼稚園に入学、入園することはできない。

(指定校変更について)

第3条 教育委員会は、保護者から、別表1に掲げる事由により、就学指定校の変更を求める申し立てがなされた場合、指定校を変更することができる。

ただし、希望校の学校施設及び学級増などにより、学校経営・管理に著しい不都合が生じる場合は、この限りではない。

(区域外就学について)

第4条 教育委員会は、他市町村に住所を有する児童又は生徒の保護者から大津市立の小学校又は中学校に区域外就学したい旨の申し立てがなされた場合で、別表2に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、関係市町村教育委員会の同意を得たときは、当該の児童又は生徒の他市町村からの区域外就学を承諾することができる。

(市立幼稚園の指定校変更及び区域外就学の取扱について)

第5条 市立幼稚園の指定校変更及び区域外就学の取扱については、市立小学校・中学校の対応に準ずる。

(校長、園長の具申)

第6条 就学指定校の変更願及び区域外就学願を受理した校長及び園長は、保護者の申し立てを充分吟味し副申をする。

(校長、園長及び保護者への通知)

第7条 就学指定校変更の結果及び区域外就学の承諾については、校長、園長、及び保護者に通知する。

(申し立ての消滅)

第8条 保護者は、第2条の規定による申し立て事項が消滅したときは、速やかに教育委員会にその旨を届け出なければならない。

(申請書等の公開)

第9条 指定校変更及び区域外就学に係る申し立て書類等、個人及び保護者が特定される文書の取扱については、大津市情報公開条例を適用する。

(付則)

この要項は、平成15年11月1日から適用する。

(付則)

この要項は、平成17年11月1日から適用する。

就学指定校の変更事由

大津市教育委員会

| 変更事項 | | 特例 | 変更期限 | 添付書類 |
|------|-------------------------|--|---|---|
| A | ○最終学年 | ○小学6年生・中学3年生の年度途中転居 | ○卒業まで | |
| B | ○学期途中 ○学年途中 ○在学途中 | ○在学途中の転居 | ○学期末まで ○学年末まで ○学年にかかわらず卒業まで | |
| C | ○留守家庭 | ○親の勤務のため、帰宅時に保護者又はそれに代わる家族がないとき（親が店舗経営をしている場合を含む） | ○年度末まで (年度更新) | ○勤務先（預け先）証明書 |
| D | ○転居予定 ○先行異動 ○仮住まい | ○学区外に転居するため、あらかじめ転居予定先の学校へ就学するとき ○住宅融資等の関係で住民票を先行異動するとき ○新築・改築の期間、学区外の仮住まいから通学するとき | ○書類に示された期間（原則として6ヶ月をこえないこと） ○書類に示された期間 ○書類に示された期間 | ○契約書（写）等転居予定場所が確認できるもの ○居住証明書 ○契約書（写） ○居住証明書 ○契約書（写） |
| E | ○特別支援学級 | ○通学区に該当学級がないとき 又は教育的な見地より | ○卒業まで | ○就学指導委員会意見書 |
| F | ○院内学級 | ○病気・病弱等の理由又は通院等の事情による | ○年度末まで (年度更新) | ○診断書 |
| G | ○教育的配慮 | ○自治会【自治連合会加入を要する】 ○地域的条件（特別許可地区） ○地理的条件 ○兄弟姉妹関係 ○部活（中学のみ） 【学校選択制の範囲内に希望する部がある場合は、範囲外に指定校変更することはできない】 ○留守家庭（2年目以降） (更新) ○家庭的事情（事情により居住地に住民登録できないとき） ○教育的配慮 | ○卒業まで ○卒業まで ○卒業まで ○卒業まで ○卒業まで ○卒業まで ○卒業まで ○卒業まで ○卒業まで | ○自治会員証明書 地図等 ○入部確約書 ○勤務先（預け先）証明書 ○居住証明書 ○学校長副申 |

区 域 外 就 学 の 承 諾 事 由

大津市教育委員会

| 承諾事項 | | 特 例 | 承諾期限 | 添付書類 |
|----------|---------|--|---------------------------------|--------------------------------|
| A | ○最終学年 | ○小学6年生・中学3年生の年度途中転居 | ○卒業まで | ○転居地の住民票 |
| B | ○学期途中 | ○在学中の転居 | ○学期末まで | ○転居地の住民票 |
| C | ○留守家庭 | ○親の勤務のため、帰宅時に保護者又はそれに代わる家族のいないとき(親が店舗経営をしている場合を含む) | ○年度末まで (年度更新) | ○勤務先(預け先)証明書 ○住民票 |
| | ○転居予定 | ○市内に転居予定で、あらかじめ転居予定先の学校へ就学するとき | ○書類に示された期間 (原則として6ヶ月をこえないこと) | ○契約書(写)等転居予定場所が確認できるもの ○住民票 |
| D | ○先行異動 | ○住宅融資等の関係で住民票を市外に先行異動するとき | ○書類に示された期間 | ○住民票 ○居住証明書 ○契約書(写) |
| | ○仮住まい | ○新築・改築の期間、市外の仮住まいから通学するとき | ○書類に示された期間 | ○居住証明書 ○契約書(写) |
| E | ○特別支援学級 | ○通学区に該当学級がないとき又は教育的な見地より | ○年度末まで (年度更新) | ○就学指導委員会意見書 |
| F | ○院内学級 | ○病気・病弱等の理由又は通院等の事情による | ○年度末まで (年度更新) | ○診断書 |
| G | ○教育的配慮 | ○地域的条件 (特別許可地区) | ○卒業まで | |
| | | ○教育的配慮 | ○学期末まで ○学年末まで(最終学年) | ○住民票 |
| H | ○特別就学 | ○特別な家庭事情により現居住地に住民登録ができないとき | ○年度末まで (年度更新) | ○住民票 ○居住証明書 |